

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16908

研究課題名(和文) 国際法の正統性の規範的基礎

研究課題名(英文) The Legitimacy of International Law: From State Consent to the International Rule of Law

研究代表者

郭 舜 (Kaku, Shun)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号：30431802

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：(1)法に従うべき内容独立的な理由としての正統性や、それを支える法の支配の理念について、その射程を明確にするとともに、国際法にどこまで応用可能かを明らかにした。(2)グローバルな法秩序は、国際法と多数の国内法との間の相互作用によって成り立つ多元的な秩序として捉えられることを明らかにした。(3)国際的な法の支配の議論を軸に主体の自律性の尊重に国際法の正統性の根拠があることを明らかにした。(4)リベラルな国家にとって国際平面における法の支配を追求することは、国内における法の正統性を普遍的なかたちで主張するための条件をなすことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research (1)defined the scope and applicability to international law of the existing legal-philosophical debate on law's legitimacy defined as content-independent reason to obey the law and the underlying ideal of the rule of law; (2)demonstrated that the global legal order is best described as a pluralistic order characterised by the interaction between the international legal order and a multitude of domestic legal orders; (3)based the legitimacy of international law on the ideal of the international rule of law, which respects individuals (and nations) as autonomous agents; and (4)revealed that liberal nations, to be consistent with their adherence to the (domestic) rule of law, must also accept responsibility to promote the rule of law on the international level.

研究分野：法哲学

キーワード：グローバル法哲学 法の正統性 国際法基礎論 法概念論 法の支配 自律 合意主義 多元的秩序

1. 研究開始当初の背景

(1)法哲学の動向

H. Kelsen や H.L.A. Hart 以降、法哲学は国際法に対する関心を失っていたが、論文集 *The Philosophy of International Law* (2010) や R. Dworkin の遺稿が公刊されるなど、今まさに国際法への法哲学的関心は再び高まっている。その一因は、T. Pogge らに代表される世界正義 (global justice) 論の隆盛にある。ここでは正義はもはや国家内部の問題ではなく、主権国家体制こそが世界的不正義是正の障害とさえ認識される。このような中、本研究の対象であるグローバルな法の正統性に関連する論考も登場しつつある。A. Buchanan と J. Tasioulas は、それぞれ上記論文集の論文で、国際法に内容独立的正当性、つまり正統性が認められるか否かを検討している。もっとも議論は萌芽的段階にあり、国内社会における個人を国際社会における国家に置換える国内法モデルを脱していないなどの問題が残る。J. Waldron が示唆するように、国際法の正統性について理論的な徹底を図ろうとすれば、個人基底的な視角から個人の遵法義務などと結び付け、さらには国内法をも含むかたちでグローバルな法状況に視野を広げて考察を行う必要があると考えられた。

(2)国際法学の動向

基礎理論への関心は、国際法学の内部でも高まっている。これは、合意法秩序としての伝統的国際法理解が妥当しない局面が多く出現し、合意に代わる規範的根拠が必要とされていることに基づく。例として J. Brunnée と S. Toope の一連の研究を挙げることができる。それはいわば「社会学的」なものであり、例えば「国際法が正統なものとして『認識』されているか」という問題に関心を向けるが、それは本研究において「国際法が実際に正統であるか」という問いそのものに切り込むための手がかりとなる。また、現代国際法の構造的性質についても、N. Krisch が各国国内法との結び付きにおいてグローバルな法状況の多元主義的理解を提案している。日本では、国際法に内在する価値討議の重要性が、小森光夫によって先駆的に指摘されている。これらの成果は、上記の先行研究と合わせて法哲学的観点からさらに理論的な深化を図ることが必要だと考えられた。

(3)課題の所在

このように、グローバルな法の正統性に対する法哲学的関心は高まっているが、国際法の構造的性質についてこれまで国際法学が提供してきた理解を踏まえた上で、法哲学的見地から理論的な深化を図る作業は、これから本格的に進めなければならない段階にあ

るものと捉えられた。本研究課題においては、この作業を押し進め、国際法の構造的性質を踏まえつつ地球規模の法構造を明らかにし、それが個人にとって正統性を持ちうるか否か、またその条件を析出することを目的とした。

2. 研究の目的

以上を踏まえて本研究の目的として設定したのは、グローバルな観点から見た法 (国際法・国内法の両者を含む) の正統性 (legitimacy) の規範的根拠を明らかにすることである。法の正統性とは、法内容の正当性 (justice) とは独立の正当化根拠 (内容独立的根拠) を意味する。従来その根拠は、国内法であれば民主主義や法の支配、国際法であれば国家の合意に求められてきた。しかし、今や国際法は国家間関係にとどまらず、国家に対して個人への特定の権限行使を命ずるものとなっている。人権や環境などグローバルな価値の共有を背景として、国家は共有された価値の実現のための機関として位置づけられつつあるのである。ここに、国内法と国際法に跨がるグローバルな法状況において、個人に対する国家の権力行使の正統性根拠を統一的に捉える必要が生ずる。これは、各国内法体系の自律性を前提とする従来の法理論を超出するための新たな視座を提供する。

3. 研究の方法

本研究課題の大きな柱は、(i)法哲学上の法の正統性・法の支配に関する議論の比較検討、および(ii)国際法の構造的性質の分析および国内法との関係についてのモデル化の二つであり、その上に理論的総合・検証作業を行うという構造をとる。(i)の作業としては、国内法を念頭に置いた有力な理論を比較検討した上で、国際平面への応用として展開されている諸議論の理論的整合性と限界を明らかにする。(ii)については、国際法学における立憲化を巡る議論や国際関係論を含めた国家主権に関する研究を踏まえて、国内法を含めた地球規模の法状況の解明を行う。期間を3期に分け、第1期は仮説的な理論モデルの構築を主な目標とし、第2期はその成果を積極的に発信してフィードバックを得ることとし、第3期においてはこれを糧として精緻化され補強された総合的理論モデルの公表、さらに英文での成果発表を行うことを予定した。

4. 研究成果

(1)法哲学上の法の正統性・法の支配に関する議論の応用可能性の提示

法に従うべき内容独立的な理由としての

正統性や、それを支える法の支配の理念については、J. Raz の権威概念、L. Fuller の法内在道徳、R. Dworkin の純一性 (integrity) などの議論がある。分権的な国内法秩序を念頭に置きつつ、これらの議論がどこまで国内法に固有の条件に立脚したものであるか、その射程を明確にするとともに、国際法にどこまで応用可能かを明らかにした。

(2) 国際法の構造的特質の分析および国内法との関係についてのモデル化

地球規模の統一的規律に対する要求の高まりを背景として、私法類推による合意法秩序としての伝統的な国際法理解に代えて、国際法を国内法秩序とともに地球規模の法秩序の構成部分として位置づけ直そうとする議論も見られる。M. Kumm や N. Krisch などは、それをグローバルな立憲化、あるいは非階層的な多元的秩序化としてそれぞれ説明しようとしている。これらの研究を基礎として、個人に定礎しつつ地球規模の法秩序の論理と構造を分析した。具体的には、グローバルな法秩序は、ある種のグローバル立憲主義のような国際法を頂点とする一元的な法秩序として捉えるのではなく、国際法と多数の国内法との間の相互作用によって成り立つ多元的な秩序として捉えられる。そこにおいて国家はグローバルな価値追求と国内の目的追求とを調停する役割を担うのである。そして、複数の法秩序間の拮抗関係の中で国家がそのような役割を果たすことによって個人の地位はよりよく保障されるのである。

(3) グローバルな法の正統性や法の支配に関する議論の比較検討を通じた理論化

代表的な先行研究としては、A. Buchanan や S. Besson、J. Tasioulas、J. Waldron らのものがある。

Global *demoi-cracy* と名付けられた Besson の構想は、多元的な民主的決定単位を内包するグローバルな多元民主主義論とも呼べるようなものであり、それによってグローバルな法秩序の正統性を根拠づけようとするものである。もっとも、法は民主主義の産物であるだけでなく、民主主義の諸制度を成り立たせ枠付けるものでもあるから、それがいかにして規範的に根拠づけられるかは別途説明される必要がある。

また、国際法の正統性についての Buchanan の説明は、それを国際組織の政治的正統性に還元するものであり、法そのものについての議論とはなっていない。民主的な選挙によって法の定立・適用・執行を行う主体が政治的な正統性を備えているとしても、定立・適用・執行される法そのものが常に正統性を備えているとはかぎらない。しかも、国際法の

多くは国際組織が直接関わらないかたちで定立・適用・執行される。それゆえ、国際法の正統性を国際組織の政治的正統性に置き換えて説明することはできない。

以上に加えてさらに、Tasioulas による Raz の議論の国際平面への応用は (検討の余地は残るが) やや説明が不十分であることに鑑みれば、Waldron による国際的な法の支配の議論、およびその背景にある Fuller の法内在道徳の議論を軸に国際法の正統性を論ずるのが適当であり、国際平面における法の支配の理念は、主体の自律性の尊重を個人レベルおよび国民共同体レベルで保障する点で法の正統性に根拠を与えると考えられる。

(4) リベラルな国家の対外的な責任への含意

国際平面における法の支配の理念は、国内平面における法の支配の理念と連続的に捉えられる。リベラルな国家にとって国際平面における法の支配を追求し、国境の外の個人および国民共同体が自律的な主体であることを承認し尊重することは、国内における法の正統性の問題と切り離された外在的な制約ではなく、国内における法の正統性を普遍的なものとして主張するための条件をなす。本研究の成果としてこのような当初予想されなかった示唆が得られたが、これについてはさらに詳しい探求が必要であり、今後の研究に委ねられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

郭舜 「我ら地球共和国市民」『図書新聞』3337 号、5 面 (2018 年 2 月 3 日)

郭舜 「長谷川晃教授の経歴と業績」『北大法学論集』68 巻 5 号、173-196 頁 (2018 年) (査読無)

KAKU Shun, “ Law ’s Legitimacy in Distress: The Changing Structure of International Law-Making and Its Impact on the Domestic Legal Order ”, Thailand Journal of International Law (旧 Thailand Yearbook of International and Comparative Law), vol.1, no.1, pp.23-44 (2016 年) (査読無)

郭舜 「国際法の課題としての世界正義」『世界法年報』34 号、34-57 頁 (2015 年) (査読無)

[学会発表] (計 3 件)

KAKU Shun, “ The Constitutional Democratic Obligation to Outsiders ”, 2016 ICON-S

(International Society of Public Law) Annual Conference, Concurring Panel 123 (ドイツ・ベルリン・フンボルト大学、2016年6月19日)

KAKU Shun, “Constitutional Democracy in the Pursuit of Global Justice: An External Point of View on Legitimacy”, 27th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR), Working Group (アメリカ・ジョージタウン大学ローセンター、2015年7月31日)

KAKU Shun, “Is Constitutional Democracy Compatible with the Common Pursuit of Global Justice? The Changing Structure of Global Governance and the Domestic Legal System”, The International Law Association British Branch Spring Conference 2015 (イギリス・エセックス大学、2015年5月30日)

〔図書〕(計2件)

瀧川裕英編『問いかける法哲学』(法律文化社、2016年)(分担執筆:郭舜「国際社会に法は存在するか?」255-272頁)(査読無)

瀧川裕英・大屋雄裕・谷口功一編集代表『逞しきリベラリストとその批判者たち 井上達夫の法哲学』(ナカニシヤ出版、2015年)(分担執筆:郭舜「憲法第9条削除論 世界正義論の観点から」179-193頁)(査読無)

6. 研究組織

(1)研究代表者

郭 舜 (KAKU Shun)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 30431802